

労働組合員入籍工總 東京労働組合員二十名
 職工總 職工五十名
 薪 薪 薪
 資本金 東京労働組合員二十名
 大五十一号八月二十一日
 日本労働組合総連合会
 日本労働組合総連合会

大五十一号八月二十一日

財団法人協同會大阪支所

前記會社ニ於テハ毎年二月ヲ昇給期ト定メ本年モ去ル二月二十八日男工三十三名女工六名ニ對シ最高拾錢最低三錢ノ昇給ヲ發表シタ。此ノ發表ヲ見タ職工ハ其ノ昇給率ノ少額ナルト昇給ノ不公平ニ行ハレタル形跡アルヲ憤慨シ職工一同協議ヲナシ四十七名ノ連署ヲ以テ笠間治ヲ代表者トナシ二月二十八日左記ノ歎願書ヲ會社ニ提出シタ。

歎願書

吾々職工一同現在御社ノ待遇上忍ビ難キ點有之候ニ付連署ヲ以テ別紙記載事項及歎願候間何卒御聽届被下度此段及歎願候也

一、解雇手當制定ノ件

- イ、六ヶ月末滿勤續者へ日給ノ三十五日分支給
 - ロ、一ヶ年末滿勤續者へ日給六十五日分支給
 - ハ、一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給ノ三日分ヲ加フ
- 但シ任意退職ノ者ハ解雇手當ノ半額ヲ支給スル事